

■生徒心得

【目標】

生き生きとした学校生活・集団の中で学ぶよろこびを通し、個性を伸長するとともに、社会的資質や行動を高め、人格の健全な発達をめざす。また、自己の価値観を確立して正しく生きぬく力を養う。

【基本的生活習慣の確立】

規律面…………… 時間を守る。服装・頭髮などを整える。正しい言葉遣いをする。

礼儀を身につける。人を傷つけない。

学習面…………… 私語を慎む。忘れ物をしない。先生の話をしっかり聞く。

ノートを取る。

環境面…………… 校内美化に努める。落書きや器物破損をしない。物を大切にする。

整理整頓する。

【学校のきまり】

〈登校〉

・正門利用…野遠・野遠東地区

・裏門利用…中村・南花田・南花田東地区

・気持ちよく挨拶をする。

・8:25 までに登校、8:25 に教室にいないければ遅刻になります。

〈下校〉

・登校時と同じ門を利用する。裏門が閉まっていれば、正門を利用する。

〈服装・身だしなみ〉

・本校指定の制服を着用すること。

(※学生服はR6年度まで販売のもの、ブレザーはR7年度以降に販売のもの)

・上着・ズボン・スカートの丈などを変形しないこと。

・学生服にはカッターシャツ(白)または学校指定のシャツ(ブルー)、中間服の場合にはブラウス(白)または学校指定のシャツ(ブルー)、ブレザーの場合には学校指定のシャツ(ブルー)を着用すること。

・令和7年度以降の制服については、指定のセーター、ベストを着用すること。

(令和6年度までの制服は、制服の下に白・紺・グレーの無地セーターやベストを着用してもよい)

・タートルネックやフード付きトレーナーは着用しないこと。

・スラックス・ズボンを着用する場合はベルトを締めること。(ベルトは、黒・紺・茶色。派手なものや細いものは禁止)

・名札を左胸ポケットにつけること。

・ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾品は身につけないこと。

・化粧は不可(色付きリップクリームやマニキュア・アイプチなど)

時期	着る物	
	R6までの制服(学生服・セーラー服・中間服)	R7からの制服(ブレザー)
冬期	学生服、セーラー服、中間服、白のカッターシャツ、ブラウス、 制服の下にセーターやベスト (白・紺・グレーの無地)	ブレザー、スカート、スラックス、学校指定のシャツ(ブルー)、学校指定のセーター又はベスト
夏期	ズボン、セーラー服、カッターシャツ、中間服	スラックス、スカート、学校指定のシャツ(ブルー)

自身の体調や気温に合わせて調節してください。

熱中症対策として体操服登校も可とする期間を設ける場合があります。

新制服と旧制服の組み合わせについて

旧制服に新制服を取り入れることは可能とします。

例

可能な組み合わせ	不可な組み合わせ
・学ランの下に学校指定のポロシャツ(ブルー) ・中間服の下に学校指定のポロシャツ(ブルー) ・学生服のズボンの上に学校指定のポロシャツ(ブルー) ・R6までの制服に学校指定のセーターやベスト	・新制服のスカート・スラックスにカッターシャツ(白) ・新制服の下に学校指定でないセーターやベストなど ・ブレザーにR6までのズボンやスカート

ご不明な点は学校に相談してください。

〈頭髮〉

- ・活動に支障のない髪形。剃込み、ラインを入れることは認めていません。
- ・頭髮が肩にかかる場合は「体育実技、理科の実験、調理実習や技術実習、その他先生が危険と判断するとき」についてはゴム(黒系統)でくくるか、編む(2 つまで)。それ以外のときは、くくなくてもよい。
- ・パーマや髪の毛を染める(脱色)ことは禁止です。

〈くつ・カバン〉

- ・色は自由ですが、運動靴を使用する。体育館では、体育館シューズを使用すること。
- ・底の固いものやブーツ仕様のものは禁止です。
- ・学校指定の通学バッグとサブバッグを使用する。落書きなどしないこと。

〈防寒具〉

- ・ヤッケ、防寒着については学校指定のものとする。
- ・手袋は登下校時において着用してもよい。
- ・自転車通学時については、マフラーは禁止です。ネックウォーマーは許可しますが、首周りにフィットするものとします。

徒歩通学については、登下校時マフラーの着用を許可します。

- ・教室(授業時)での座布団・ひざ掛けは認めます。その他、行事・集会時など学校が認める場合のみ着用可能。

何かご相談等ありましたら、学校まで連絡をよろしくお願いします。

■ 自転車通学

本校では、保護者と学校が協力して生徒の安全な登下校を考えていく必要があるということで、平成5年にPTA安全委員会が発足しました。

現在は不審者対策もあり、生徒全員の自転車通学を許可制にしています。

以下のことを遵守していただくようご協力をお願いいたします。

【自転車通学利用の流れ】

- (1) 自転車通学許可願を入学式当日にご提出ください。
- (2) 学校用鑑札シールをお渡しますので、自転車後方に貼り付けてください。

4桁の数字は学年、組、男女別出席番号です。

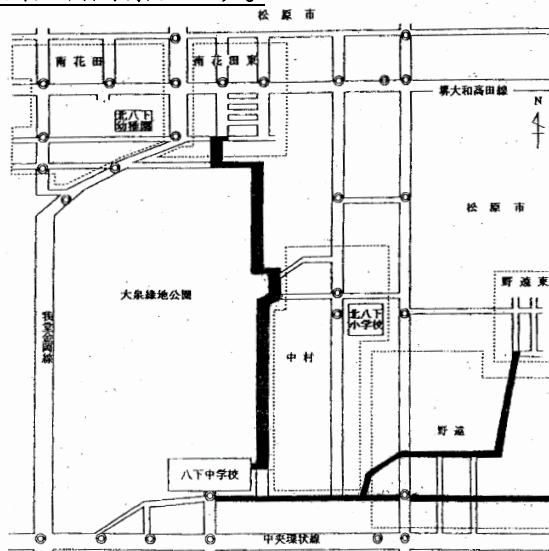
〈例〉1 年 1 組 1 番⇒1101

野遠・野遠東方面で正門を利用する方は黄色シールも貼り付けてください。

【自転車利用のきまり】

- (1) 自宅から下図の黒く塗られた道路を通るように、最短に出て通学してください。

大泉緑地公園内は利用禁止です。



- (2) 道路交通法により努力義務となっていますので、ヘルメットを着用してください。

物品販売日に販売しますが、既にお持ちの方は購入の必要はありません。

徒歩通学生徒が部活動等で自転車が必要な場合のヘルメットは、貸し出します。

- (3)傘さし運転は禁止です。

- (4)改造した自転車の使用は認めません。

- (5) 電動自転車はバッテリーを外しての使用は可能です。

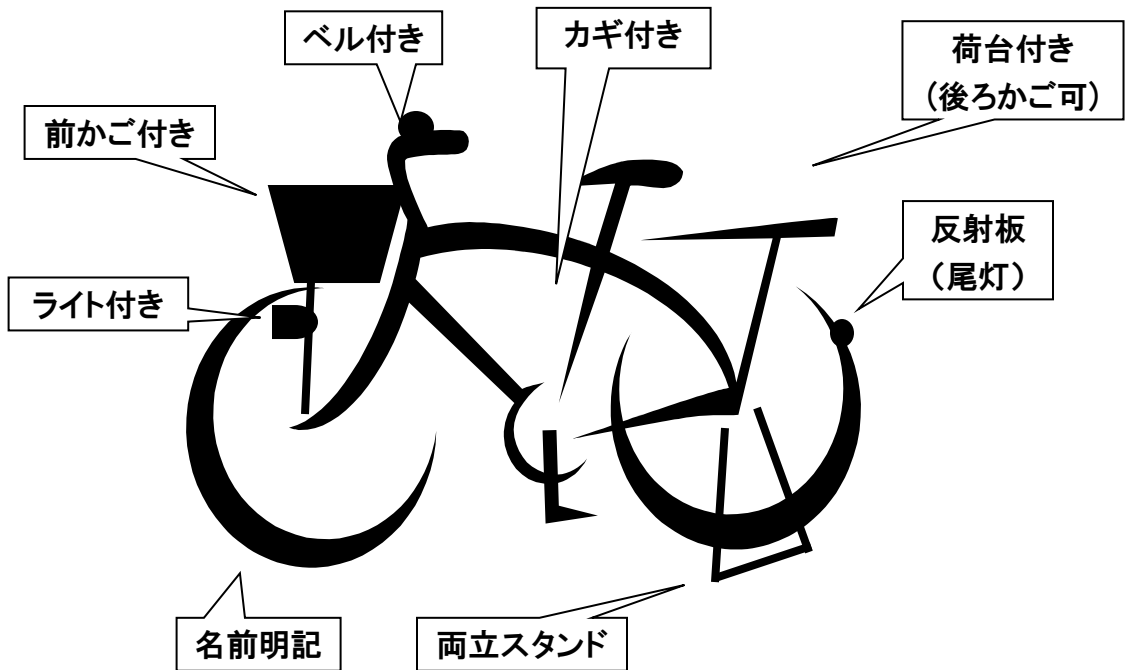
- (6)平成 27 年に大阪府自転車条例が制定され、自転車保険加入が義務化されています。

各自で保険の確認をよろしくお願いします。

自転車通学等、生徒の安全については、「PTA 総合保険」に加入します(5 月予定)。

【自転車についての条件】

- (1)通常、通学用として販売されているものを使用してください(荷台付き)。
- (2)身長に適したサイズの自転車を使用してください(24・26・27インチ位)。
- (3)スタンドは両立スタンドのものを選んでください。サイドスタンドは不可とします。
- (4)ベルを装着してください。
- (5)施錠キーを装着してください。
- (6)夜間照明ライトを装着してください。



自転車安全利用五則 (大阪府警察)

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車は「軽車両」 車の仲間